書

一九六〇年の日米安全保障条約改定時における核持ち込みに係る密約に関する第三回質問主意

出者 鈴木宗男

提

九六〇年の日米安全保障条約改定時における核持ち込みに係る密約に関する第三回質問主意

書

昨年九月十六日、 岡田克也外務大臣は、 外務省において「いわゆる『密約』 問題に関する有識者委員会」

(以下、 「委員会」という。)を立ち上げ、いわゆる密約(以下、 「密約」という。)があったと言われて

いる、

- 1 一九六〇年一月の安保条約改定時の、 核持ち込みに関する密約
- ② 同じく、朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する密約
- 3 一九七二年の沖縄返還時の、 有事の際の核持ち込みに関する密約
- ④ 同じく、原状回復補償費の肩代わりに関する密約

の四点につき、 徹底した調査を命じる大臣命令を同省に出した。そして本年三月九日、 岡田大臣は、 「委員

会」による「密約」に関する調査結果をまとめた報告書(以下、 「報告書」という。)を公表している。右

と「前回答弁書」 (内閣衆質一七四第二九九号)及び「前々回答弁書」 (内閣衆質一七四第二四一号)、

「政府答弁書」 (内閣衆質一七三第一〇一号)を踏まえ、 再度質問する。

_.

「報告書」では①の密約に関し、特に次の記述がなされている。

「第二章 核搭載艦船の一時寄港

(中略)

(4) 結論

(中略)

=日本政府の説明は、 嘘を含む不正直なもの。民主主義の原則から、 本来あってはならない。

ただしその責任と反省は、 冷戦という国際環境と国民の反核感情との間の容易ならざる調整を

踏まえるべき。」

この度「委員会」、ひいては外務省、 つまり政府として、①の密約があったことを明確に認めている

が、 過去に当方が提出した質問主意書に対する政府答弁書では、 例えば「日本国とアメリカ合衆国との間

の相互協力及び安全保障条約(昭和三十五年条約第六号。以下「日米安保条約」という。)の下での核兵

器の持込みに関する事前協議制度についての日米間の合意は、 文及びいわゆる藤山・マッカーサーロ頭了解がすべてであり、 日米安保条約第六条の実施に関する交換公 秘密であると否とを問わずこの他に何らか

び また、 けであり、 に の取決めがあるという事実はない。 回答弁書」 前回 て決定する際の決裁に関わった者の官職氏名を明らかにできない理由 おいてしかるべく決裁を経た上で、 右の答弁を同省として決定する際に、 質問 及び 官職氏名が明らかにされていない。 主意書で、 「前回答弁書」でも、 これらの答弁は同省のどこの課にお と、 内閣として決定したものである。」との答弁が繰り返されているだ 「お尋ねの答弁書は、 それに反する虚偽の答弁がなされてきた。 その決裁に関わった同省職員は誰かと問うてい 同省として、虚偽の答弁書を起案・作成し、 いって、 当時、 誰の責任 外務省北米局において起案し、 には何 一の下、 か。 起案 前 ・作成され 々回質問 ・るが、 それを同省と たの 主意書及 外務省 前 々

は、 がなされていた。 本年九月十六日の岡田外務大臣の大臣命令に基づき引き続き調査中であり、 有しているかと問うたところ、 決裁に関 先の質問 調査結果について予断を与えるおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。」との答弁 わった者は、 主意書で、 前回質問主意書で、 ①の密約に関して虚偽の答弁書を起案・作成 今次岡 田大臣が①の密約 「政府答弁書」では 「密約」 に関する調査が終了し、 の存在を認める方針を固めたことに関し、 [] わゆる 『密約』 Ĺ の有無をめぐる問題については、 それを外務省として決定する際の 「報告書」 調査内容に係る事柄について が提出され、 どの 様 ①の密約 な認識を

は の存在が明らかになった今、 何の答弁もなされていな 61 右の者はどの様な認識を有しているのか説明を求めたが、 今次質問主意書において、 右につき再度質問する。 前 回答弁書」 で

三 ころ、 成し、 日 関する調査 やはり何らかの対応をとる必要があるのではないかと問うたところ、 信頼を回復させる上でも、 していきたいと考えている。」との答弁がなされている。 ことを期待しており、 たことは遺憾であると考えている。 前 の岡 先の質問主意書で、 々回答弁書」 それを外務省として決定する際の決裁に関わった者に対して何らかの処分は下されるかと問うたと .田外務大臣の大臣命令に基づく調査開始前に決定されたお尋ねの答弁書は、 「政府答弁書」では「お尋ねについては、 の結果も踏まえ、 では ①の密約の存在が明らかになった場合、 今後とも、 「この問題が、 「報告書」が公表され、①の密約の存在が明らかになった今、 適切に対処してまいりたい。」との答弁がなされていた。 国民と共に歩む外交を実践し、 政府としては、 これほどの長期間にわたり、 現在行っているいわゆる『密約』の有無をめぐる問題に 今回の作業が外交に対する国民の信頼回復につながる 前回質問主意書で、外交に対する国民の理解と ①の密約に関して虚偽の答弁書を起案・作 国民の負託にこたえる外交の実現に努力 国民に対し、 「前回答弁書」では 明らかにされてこなかっ 政府としてのそれまで 「密約」に関し、 右の者に対し、 「昨年九月十六

に対し、 のか、 伝えることが必要不可欠である。 するものであり、 り について、 民を騙す答弁書が作られてきたことに対する責任は誰が負うべきであるのか、 の一貫した立場を答弁してきたものである。 つく答弁書が作られるという行為が行われてきたのか、 国 [民の信頼と理解を得ずして外交は行えないと主張してきたと承知する。 右の者に何らかの対応をとることは考えていないとの答弁がなされている。 その責任は誰が負うべきであるのか、 明らかにされてこなかったことは遺憾である」とされているが、 その認識を問 またそのためには、 7, また、 「前々回答弁書」では「この問題が、 何らかの対応をとる必要があるとは考えていない。 「密約」についても、なぜこれまで国民を騙す答弁が作られてきた 事実関係を明らかにし、 したがって、 岡田大臣として、その事実関係を国民に明らかに これらの個々の答弁書の作成等に関与した職員 事実は事実として、 これほどの長期間にわたり、 前自民・公明政権 当方もその考えに完全に同意 そもそもなぜこの様 岡 田大臣は、 国民にきちんと と、 におい 岡 か 田 な嘘を ねてよ 大臣と 国民 国

四 政府としての一貫した立場を反映したものであると認識しているものと思料する。 前 回答弁書」にある様に、 岡田大臣は、 ①の密約について嘘をつく答弁が作られてきたのは、 では、 前政権 当時の におい

する考えはあるか。

て、国民を騙す答弁書が作られてきたことに対する責任は、外務省において虚偽の答弁を作り、その決裁

に関わった者ではなく、あくまで当時の政府、 つまり内閣総理大臣、 外務大臣等の閣僚が負うべきである

と考えているということか。

Ŧi. 岡田大臣として、前政権において、①の密約に関し、当方の質問主意書に対して嘘の答弁書を作ってき

た、 当時の総理大臣、外務大臣の任にあった者に対し、何らかの対応をとることは考えているか。

右質問する。